

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター及び鹿嶋可燃ごみ中継センター自動販売機 設置事業者募集 仕様書

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター及び鹿嶋可燃ごみ中継センターにおける自動販売機を設置する事業者を一般競争入札によって決定します。入札を希望される方は、この仕様書及び入札公告をよくお読みのうえ内容を承知したうえで参加してください。

1 入札物件

別紙入札公告のとおり

2 入札参加資格要件

別紙入札公告のとおり

3 使用許可上の主な条件

- (1) 本件入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用を許可する場合の使用料を定める入札であること。
- (2) 借地借家法の適用はない。
- (3) 設置事業者は、落札後7日以内に行政財産使用許可申請書を提出すること。翌年度以降分は、行政財産使用許可を受けようとする日の3ヵ月前までに行政財産使用許可申請書を提出すること。
- (4) 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、鹿島地方事務組合は使用許可の取り消しが可能とする。この場合、鹿島地方事務組合の取り消しにより設置事業者が生じた損失を、鹿島地方事務組合は補償しないものとする。
- (5) 本件で使用できる区画は施設内の幅1.25m,奥行0.8mの区画内とする。
- (6) 使用料は、入札金額(年額)に消費税及び地方消費税を加えた額とし、各年度に鹿島地方事務組合が設置事業者に対して発行する請求書により、鹿島地方事務組合が指定する日までに指定口座に振込むこと。なお、入札金額には電気料金を含まないものとする。
- (7) 電気料金は実費負担とし、年度末に鹿島地方事務組合がメーターを確認のうえ、各年度に鹿島地方事務組合が事業者に対して発行する請求書により、設置事業者に対して電気料金を請求する。設置事業者は、鹿島地方事務組合が指定する日までに電気料金を指定口座に振込むこと。

- (8) 自動販売機で販売する商品は清涼飲料水等とし、缶・ペットボトル・瓶・紙パックなどの密閉式の容器入りのものとする。なお食品の販売も可能とする。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去(原状回復含む。)に係る費用は、設置事業者が負担すること。設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。)を設置すること。
- (10) 事業者は自動販売機の商品の廃棄に必要なごみ箱を自動販売機近くに設置し自動販売機の商品の廃棄物としてごみ箱に投入されたごみを定期的に回収すること。但し可燃ごみ用のごみ箱は設置しなくて良いものとする。

4 使用許可予定期間

- (1) 当初使用許可予定期間 設置事業者決定の翌日から令和9年7月31日まで
- (2) 使用許可期間の限度 設置事業者決定の翌日から令和9年7月31日までを限度に、単年度毎に行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

5 保守管理等

- (1) 商品補充、金銭管理(つり銭の補充を含む。)などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。また、回収ボックスから使用済み容器等があふれないよう周囲に散乱しない対策を講じること。但し可燃ごみに関する回収ボックスは設置しなくてよいものとする。
- (3) 商品補充、ごみ回収等に際して施設に出入りする場合は日時を施設運営事業者と事前に調整し、施設運営事業者の承諾を得ること。
- (4) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を自動販売機本体の見やすい位置に明記すること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などに十分配慮すること。
- (6) 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格(自動販売機用)以下とすること。
- (7) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡または転貸しないこと。

(8) 毎月の売上本数及び売上金額を、毎年度末締めにて4月10日までに報告すること(閉庁日の場合その直前の開庁日まで)。

6 使用許可場所の返還

使用許可期間満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の責任と負担により原状回復を行い、鹿島地方事務組合による確認を受けなければならない。なお、設置事業者の都合により、使用許可満了前に使用許可を解除する場合は、3ヵ月前に申し出るものとし、鹿島地方事務組合は納入済み使用料を返還しない。

7 自動販売機設置に伴う事故

鹿島地方事務組合の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

9 その他

問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。